

北上フィルハーモニー管弦楽団 規約（令和5年度版・2024/7/6改定）

第1条（目的）

本団は、音楽愛好者が自ら集まり、音楽の創作活動を通じ、互いの交流と技術の向上を図り、地域の文化活動に貢献するべく、演奏活動をすることを目的とする。

第2条（名称及び事務所）

本団の名称は、北上フィルハーモニー管弦楽団と称し、事務所を事務局長住所に置く。

第3条（構成員）

本団は、団員をもって構成する。

第3条の2（団員の定義）

団員は、本団の行なう全ての行事・練習・総会等（以下「行事等」という。）に可能な限り参加し、団の運営に積極的に協力するとともに団費やこれらに必要な経費を公平に負担しなければならない。

第3条の3（入団）

本団に入団を希望するものは入団願（様式1）に必要事項を記載し庶務係に提出する。入団の際にはアマチュアオーケストラの精神に則り、原則としてオーディションを行わない。入団願受付後3ヶ月以内に運営委員会の協議で受理されれば団員となる。

第3条の4（退団）

退団しようとする団員は退団願（様式2）に必要事項を記載し庶務係に提出する。運営委員会の協議で受理されれば退団となる。

第3条の5（休団）

休団を必要とする場合は、休団願（様式3）を庶務係に提出しなければならない。運営委員会の協議で受理されれば休団となる。

休団中の団費は半額とし、休団願の受理とともに前納するものとする。

休団願に記入する「休団の予定期間」は最長でその年の会計年度末（11月30日まで）とし、期間の延長をしたい場合は、団費の半額を添えて、11月中に再提出しなければならない。

休団願による休団予定期間の終了後において、演奏活動再開の意志を確認できない場合は、事務的に退団の手続きをとる。

第3条の6（団友制度）

本団に団友をおくことができる。団友は音楽委員会が適当と認め、運営委員会の承認を得た者であり、自分の意思でなることはできない。

団友は団の運営に関する権利を一切持たない。団友の任期は1年単位とする。団友は団からの要請により、団の活動に参加できる。団友から団費および演奏会負担金の徴収は行わない。

第3条の7（サポート団員制度）

本団にサポート団員を置くことができる。サポート団員は演奏しないが、各種業務を担うことが出来る団員である。サポート団員の入団希望者は、入団願（様式1）を庶務係に提出する。サポート団員は本団の役職に就くことが出来ない。

第3条の8（団員資格の管理、入団願、休団願、退団願の受理）

団員資格についての判断は運営委員会における協議で決定される。

- ① 入団願、休団願、退団願は、運営委員会において協議し承認されることで受理とする。
- ② その他以下の様な事項が運営委員会における協議の対象となる。
 - ・ 3ヶ月以上の無断欠席者
 - ・ 理由なく1年以上連続して団費を滞納した者
 - ・ 休団期間が3年を超える者

第4条（活動）

本団は目的達成のため次の活動を行う。

- （1）演奏会
- （2）訪問演奏や依頼演奏等、目的達成に必要な活動

第5条（会議）

この団の運営にあたり総会と各種委員会を開催する。総会は年1回の開催とし、各種委員会は随時開催する。

第6条（役員）

本団に次の役員を置く。

団長1名、事務局長1名、コンサートマスター1～2名、会計（正1名・副2

名)、演奏会実行委員長(題名、定演各1名)、トレーナー若干名、ライブラリアン、楽器係、インスペクター、監事各1名を置く。また、副団長若干名、事務局次長1名を必要に応じて置くことができる。これらの役員は、総会に於いて選任する。

第6条の2(運営委員会)

第6条において選任された役員のうち、団長、副団長、事務局長、事務局次長、コンサートマスター、会計(正・副)、音楽委員長、演奏会実行委員長、トレーナー、インスペクター、渉外、庶務係にて運営委員会を構成する。

運営委員会は総会に次ぐ決定機関とし、各部署から提出された活動に関する協議事項を検討する。各部署は会の決定に従い活動する。

会の招集は団長が行い、進行は事務局長が担当する。

会で決定された事項は広報を通じて団に通達される。

第6条の3(音楽委員会)

第6条において選任されたコンサートマスター、トレーナー、各パートリーダーにて音楽委員会を構成する。また、必要に応じて、インスペクター、ライブラリアン、楽器係も参画する。音楽委員会は、各パートから提出された、練習内容および演奏に関する協議事項を検討する。会の招集および進行は音楽委員長が行い、会で決定された事項は広報を通じて団に通達される。音楽委員会は必要に応じてサブコンサートマスターを選任する。音楽委員長は音楽委員会で選任する。

第6条の4(演奏会実行委員会)

演奏会実行委員会は、演奏会のゲネプロおよび本番を円滑に運営することを目的とし組織する。演奏会実行委員会は、第6条で選任された演奏会実行委員長が中心となって、必要な各係を選任する。演奏会実行委員会は、演奏会の企画立案をし、運営委員会に提案することができる。

第6条の5(組織図)

団の運営は組織図に沿うように努める。

第7条(役員の任務)

団長は、団を統括し会議を招集する。

事務局は事務事項を執行し、音楽委員は音楽事項を執行する。両者は役員会に出席し、団の重要事項を協議する。

監事は会計業務の執行状況を監査する。

第8条（常任指揮者）

本団に常任指揮者を置くことができる。常任指揮者は、本団の技術力向上のため、専門的見地で、助言することができる。常任指揮者の任期は、常任指揮者との演奏会の契約期間に準ずる。常任指揮者は、議決権を持たない。常任指揮者は総会の出席権は無い。常任指揮者は、総会にて選任する。

第9条（役員任期）

本団の役員任期は選任後次の総会までとする。

第10条（役員欠員）

役員が、任期途中で欠員したときは、運営委員会で後任を選出する。

第11条（議事）

本団の総会は団員の過半数をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決定する。

第12条（経費）

本団の事業運営に必要な経費は、団費及び助成金その他の収入で賄う。
本団の演奏会開催に必要な経費は、演奏会収入および演奏会負担金で賄う。

第12条の2（団費）

団員は年額12,000円を一括して5月末日までに納入する。

（生計を共にする複数の団員がいる場合は、1名につき年額10,000円とする。）

入団者は、入団願提出月から団費の納入義務が生じる。

年度途中で休団または退団の場合、納付済の団費は返還しない。

団友およびサポート団員は、団費の納入義務を負わない。

第12条の3（演奏会負担金）

演奏会負担金は、演奏会開催に必要な経費を出演者（団員）が均等に負担し、会計担当が示した期日までに納入する。

団友は謝礼や交通費等の支払い対象とならない

団友およびサポート団員は演奏会負担金やチケット販売の責任を負わない。

第13条（会計年度）

本団の年度は12月1日から11月30日までとする。

第14条（賛助会）

団を物心両面で応援してくれる個人や法人を確保し、団の発展に寄与していただくために、賛助会を設ける。

賛助会の運営については、運営委員会で定める。

附則

本規約は令和5年12月9日から施行する。

平成13年12月22日一部改定。平成14年12月23日一部改定。平成15年12月17日一部改定。平成16年12月23日一部改定。平成17年12月14日一部改定。平成18年12月13日一部改定。平成19年12月19日一部改定。平成20年12月17日一部改定。平成23年12月21日一部改定。平成24年12月12日一部改定。平成26年12月18日一部改定。平成28年12月14日一部改定。平成29年12月13日一部改定。令和1年12月11日一部改定。令和2年12月12日一部改定。令和3年12月8日一部改定。令和4年12月17日一部改定。令和5年12月9日一部改定。

細則（第6条関係）

1. 団長は、団の運営の責任者、対外的な責任者として活動する。運営委員会の招集および各種会議などへの代表参加を任務とする。団長は諮問機関を設置して団運営の円滑化を図ることが出来る。
2. 事務局長は、団の事務的側面を司る。各種連絡事項、広報、会場の責任者および運営委員会進行を司る。
3. コンサートマスターは、団の演奏の責任者として指揮者との連携や、全団員への的確な音楽的指示を行う。
4. 会計（正）は年度会計を（副）は演奏会会計を司る。
5. 演奏会実行委員長は、定期演奏会などの各種演奏会に関する運営を司る。
6. トレーナーは、団内指揮者として、練習の音楽的進行を司る。また、演奏会 指揮者との連携をとる。
7. 監事は、団内の会計および運営全般を監査する。
8. ライブラリアンは、楽譜調達・管理の責任を持つ。また、練習会場に楽譜を準備し、また練習や演奏会が終了後に楽譜を整理する。
9. インспекターは、練習の開始時間・終了時間などの時間的な流れを管理し、練習計画の立案・実行をスムーズに行うために団員・エキストラの練習

参加予定の把握を行う。また、練習計画の立案、演奏会指揮者との連絡窓口の役割を担う。